

## 社会福祉法人中野市社会福祉協議会組織規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中野市社会福祉協議会定款第37条第5項の規定により、社会福祉法人中野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (局の設置)

第2条 会長の事務を分掌させるため、次の局を設置する。

- (1) 事務局
- (2) 介護保険事業局（以下「事業局」という。）

### (係及び施設の設置)

第3条 事務局に、次の係及び施設を設置する。

- (1) 庶務係
- (2) 地域福祉係
- (3) 農田支所
- (4) 中野市福祉ふれあいセンター
- (5) 中野市福祉ふれあいセンター永田分場
- (6) 中野市びあワーク就労支援施設
- (7) 中野市りんごの木共同作業所施設
- (8) グループホーム青りんご
- (9) 中野市障がい者デイサービスセンターいこいの里
- (10) 中野市障がい児者相談支援事業所

2 事業局に、次の施設を設置する。

- (1) 中野市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
- (2) 中野市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (3) 中野市デイサービスセンターさくら・すみれ

### (事務局等の分掌事務)

第4条 事務局及び事業局の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

### (事務局等の職及び職務)

第5条 事務局及び事業局に置く職員の職及び職務は、別表第2のとおりとする。

2 事務局及び事業局に必要なに応じて置く職員の職及び職務は、別表第3のとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、業務を処理するため、嘱託又は臨時を置くことができる。

### (服務)

第6条 職員の服務に関する事項は、別に定めるもののほか、中野市職員服務規程の例によるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。